

門真市立上野口小学校 学校いじめ防止基本方針

1. いじめ防止の基本理念

この方針は、本校児童が人間として尊ばれ、将来に向けた希望を持ちながら健やかな成長をとげることが、学校・家庭・地域の責務であるとの自覚に立ち、子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的として定めたものです。

すべての子どもは、一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重されなければならず、学校においては、子どもの健やかな発達を支援するという観点に立って、児童や教職員が、豊かなふれあいの中で、互いを認め合い、誰もが安心して過ごせるよう教育活動を進めなければなりません。

しかし、一度いじめが起こると、いじめられた子どもの内面は将来にわたって深く傷つけられることはもちろん、いじめた児童、傍観していた児童も含めて人と人との信頼関係が崩れ、学校のめざす教育が根底から覆されることとなります。

本校では教育目標として、親切・正義・根気の3つの基本理念を掲げ、「いのち」を大切にし、人間性豊かで、創造力・実践力に富み、心身ともにたくましい子どもの育成をめざす教育を行ってきました。そのために、いじめ防止に向けて、学校として次のような基本方針で臨みます。

(1) いじめは絶対に許さない

教職員・児童ともに共通理念の確立

(2) 早期発見・早期対策

子どもの声・つぶやきを適確につかみ取り、迅速な対応を心掛ける

(3) 思いやりあふれる児童の育成

各教科にわたり、子ども同士をつなげ、相手の気持ちを常に考えられる子どもを育成する

2. いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。（いじめ防止対策推進法 第2条）

3. いじめ防止のための組織

(1) 名称

いじめ防止等対策委員会

(2) 目的

いじめ防止に係る学校としての様々な取組の中心となり、いじめ防止に取り組みます。

(3) 構成員

学校長、教頭、生徒指導主事、(こども)支援コーディネーター、養護教諭、学年主任等

※必要に応じて外部専門家(S C、S S W、学校医、子ども悩み相談員、警察官経験者(ス

クールサポーター)等)をメンバーに加えます。

(4) 役割

いじめアンケートの実施、相談の窓口、職員研修の企画や情報の収集および集約を行います。

〈未然防止〉

いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりに取り組む

〈早期発見・早期対応〉

いじめの相談・通報の窓口の開設と周知

いじめの疑いに関する情報や子ども達の問題行動等に係る情報の収集と記録・共有を行う

緊急を要するケース会議等の招集し、情報の迅速な共有、アンケート調査、聞き取り調査等による事実関係の把握と判断を行う

いじめの被害を受けた子どもに対する支援、いじめた子どもに対する指導体制と対応方針の決定、保護者との連携を組織的に実施する

〈学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組〉

- ①危機意識をもって、全教職員が一致協力して指導に取り組む体制を確立させる。
- ②いじめに迅速かつ適切に対応し、早期に真の解決を図る。
- ③子どもに対する親身な教育相談の充実と教職員による実践的な校内研修の実施。
- ④会議や行事の見直しなど校務運営の効率化を図り、子どもや保護者と接する機会の確保と充実に努める。
- ⑤日頃の子ども達の仲間関係等の変化に留意しつつ、いじめアンケートの実施などによる情報の収集に努める。
- ⑥学校いじめ防止基本方針について、PDCA サイクル(作成→実行→検証→修正)に基づいて点検・見直しを行う。

4. いじめの未然防止

いじめの背景には、子ども達の異質な者を排除しようとする意識や遊び・ふざけ感覚、家庭や学校での様々なストレス等があるとの指摘があります。したがって、いじめを防止するためには、自分とは異なる者でも自分と同じように大切にできる感性や意欲・態度を育てるために道徳・人権教育の充実を図るとともに勉強がわからないことや過度の競争等から生じる子どものストレスの原因をさぐり、その低減を図ることも必要です。

また、子ども達一人ひとりが学校や学級内に自分の居場所を見つけ、友だちとのつながりを確認することができるような学校・学級づくりを進めていくことによって、学校・家庭等でのストレスがあっても、いじめにつながらないような安定した人間関係を作ることができます。

学校では、これまで行ってきた学校・学級づくりをいじめ防止の観点から見直し、すべての子どもが安心して学校生活を送ることができるよう再構築を図る必要があります。加えて、門真市開発的生徒指導をもとに、信頼関係の構築と自尊感情の育成、子どもの世界を広げる活動、わかる・認められる授業、安心して学べる学校と学校組織、連携による多面的支援を実現するよう全教職員で情報を共有し対応していきます。

そのために、本校では、以下のような取組を進めます。

- ①学校は子ども達にとって、楽しく学び生き生きと活動できる場であることが大切であり、そのために「子どもの立場に立った学校運営」「わかることで達成感を感じる授業の実現」を基本姿勢として常に運営改善を図る。(わかる授業の実現)
- ②「いじめは人間として絶対に許されない」という認識をひとり一人の児童に徹底させ、いじめを大人に伝えることは正しい行為であることの認識を児童に持たせるよう指導する。(自己肯定感を育む学級活動の取組)
- ③学校がいじめられる児童やいじめを告げたことによっていじめられる恐れがあると考えている児童を徹底して守り通すという毅然とした態度を日頃から示す。
- ④教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導していく。
- ⑤いじめの問題に子ども自身が問題の解決にどう係わるか児童集会・学年集会・学級会など主体的に考える場を作り指導する。(人権教育・道徳教育の充実)
- ⑥保護者に向けて「学校は、いじめを許さない」という方針を、学校便り・学年便り・学級通信を通じて知らせるとともに、外部の関係諸機関との連携の情報を提供する。
- ⑦教職員の人権意識を育む人権研修の企画・実施

5. いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくい場所等で悪ふざけのような形で行われることを心に留め、子どもが発する小さなサインを見逃すことのないよう、日ごろから丁寧に子ども理解を進め、早期発見に努めることが大切です。

そのためには、子どもの表面の行動に惑わされることなく内面の感情に思いをはせ、違和感を敏感に感じ取る必要があります。子どもの変化に気づかずにいじめを見過ごしたり、せっかくながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければなりません。

そのために、本校では、以下のような取組を進めます。

- ①相談活動
 - ・速やかに児童に事情を聴き、具体的内容を正確に把握する。
 - ・保護者に連絡し、事情を説明し、連携を図る。
 - ・場合によっては、関係諸機関と連携をとる。(警察、児童相談所、カウンセラー)
- ②いじめアンケートの実施・・・年3回実施。
- ③普段から子どもの様子、表情に気を配る。

6. いじめ問題への対応

いじめが生じた場合には、いじめられている子どもに非はないという認識に立ち、組織的対応によって問題の解決を図ります。心の傷の回復に向けた本人への支えと周りの子どもへの働きかけを行うと同時に、学校全体として再発を防ぐ取組につなげていくことも大切です。子どもの気持ちを受け止めて的確な対応を行うためには、組織的な体制が機能していることが不可欠であり、いじめを受けた子どものケア、いじめた子どもの指導など、この「組織」が責任を持って問題の解決にあたることに

なります。

そのため、本校では以下のような取組を進めます。

(1) いじめる子どもに対して

- ①保護者の協力を求めながら、教育的指導徹底する。一定期間、保護者の了解のもと別室指導の実施。
- ②いじめの状況が限度を超える場合には、教育委員会等と連携し、子どもの出席停止の策や警察・関係機関の協力を求める。
- ③いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していることを複数で状況を注視する。

(2) いじめられる子どもに対して

- ①保護者と十分連携を図り、いじめ解決に対する様々な取り組みを進めつつ、緊急避難的な欠席が弾力的に認められることや学習保障十分に講ずる。
- ②本人及び保護者が心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

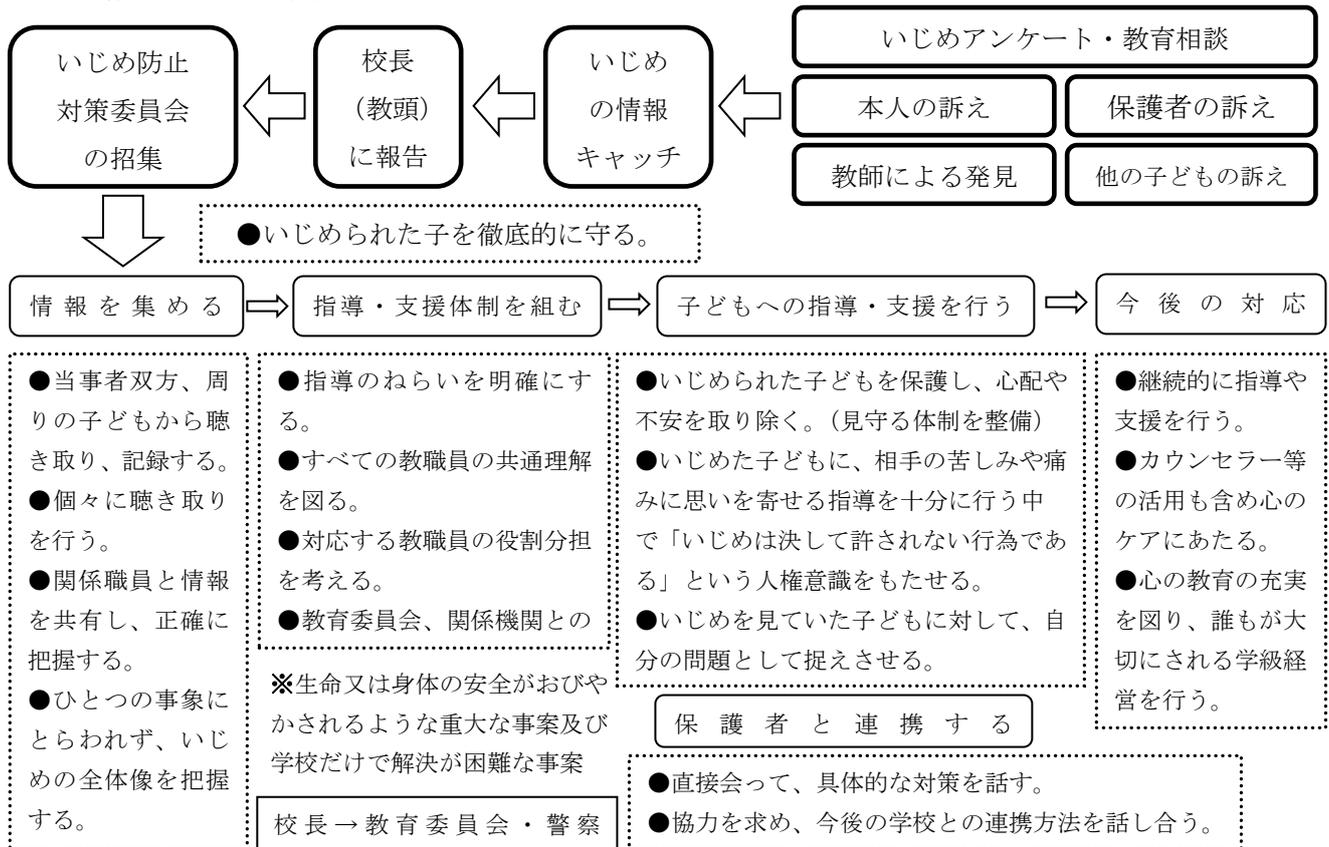
(3) いじめられる・いじめる児童に対して

- ①グループ替えや座席替え、弾力的な学級編成、就学すべき学校の変更等を教育委員会と連携して実施する。
- ②家庭・地域と連携して、情報の収集提供を行い理解と協力を求める。
- ③継続的な観察を複数の教職員で行い、適時、外部の関係機関とも連携を図りながら、子どもの健やかな学校生活の構築に努める。

7. 学校いじめ防止プログラム

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
1年	学年集会		仲間づくりについて	全校集会でのいじめの話		運動会での仲間づくりの取り組み		児童によるいじめをなくそう運動		児童会行事での異学年交流の取り組み		学年集会			
2年	学年集会		仲間づくりについて												学年集会
3年	学年集会		グループ活動を通して												学年集会
4年	学年集会		グループ活動を通して												学年集会
5年	学年集会	宿泊行事を通して	警察からの話												学年集会
6年	学年集会		警察からの話						修学旅行に向けて						学年集会
全体	いじめ防止対策委員会(通年)	いじめアンケート	自校アンケート		校内研修			自校アンケート		いじめアンケート					
<p>PDCA サイクル いじめ防止対策委員会は、各学期の終わりなどに検討会議を開催し、取組が計画通りに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行います。</p>															

8. 組織的ないじめ対応の流れ



9. 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、児童が相当の期間において学校を欠席することを余儀なくされた場合、子どもや保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時等、校長が重大な事案及び学校だけでは解決が困難と判断した場合は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により適切に対応し、直ちに市教育委員会へ報告を行います。

事態の解決に向けて校長がリーダーシップを発揮し、市教育委員会の指導・支援のもと、学校が主体となって、いじめ対策防止委員会において事実関係を明確にするための調査を開始するなど適切かつ迅速に対処し、解決にあたります。その際、必要に応じて専門的知識及び経験を有する外部機関や警察とも連携を取ります。なお、調査主体が教育委員会となる場合は、その指示のもと、資料の提出など、調査に協力します。

いじめを受けた子ども及びその保護者に対しては、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとします。

調査結果については市教育委員会に報告し、その結果を踏まえた必要な措置を行います。